

協働事業提案制度の継続提案事業の取り扱いについて（案）

協働事業提案制度において実施する事業については、原則 1 年間の事業としている。ただし、区長が特に認めた場合については、1 年間に限り継続できるものとしている。

1 原則 1 年間、1 年間に限り継続できるとした理由

協働事業提案制度の事業実施期間を最大 2 年に設定することにより、多くの団体が協働事業に参加する機会が確保でき、多くの区民と区職員が意見交換や事業を行うことで、区民と区との信頼関係を築ききっかけとなるとともに、区職員が協働事業の進め方やノウハウを学び、蓄積することができる。

また、特定の団体との協働を固定化、長期化することがないように、時限を設けることで、団体の自立化に向けた取り組みが促されるとともに、協働の関係を見直す機会となる。

なお、2 年間継続後の事業のあり方については、団体と区事業関係課が協議をして判断するものである。

2 継続提案事業の範囲

継続提案事業の範囲については、平成 22 年度に提案した事業と団体および事業の目的が同一であることに加え、次に掲げるいずれかの事項を満たす事業とする。

- (1) 平成 22 年度に提案した事業と同内容または一部修正し、同規模で実施する事業であること。
- (2) 平成 22 年度に提案した事業を発展（拡大）させた事業であること。

3 継続提案事業の審査における中間評価の活用

継続提案事業については、二次審査の審査委員会において、中間評価の結果を参考に、継続による具体的な協働の効果・成果が期待できるかなどを含め、総合的に判断していく。

事業提案から二次審査までのフロー図



